

第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）の概要について

I 第2期計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・ 現行計画期間中、中学校の学校部活動の地域展開を実施する市町が増加する一方で、部活動の地域展開に向けた方針策定や体制構築等に時間を要し進捗に課題が見られる市町村もある。県内の学校部活動を地域展開し、地域クラブ活動を一層推進するためには、より実効性の高い支援策等が必要である。
- ・ 現行計画の進捗状況や国のガイドライン*1を踏まえ、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針や具体的な取組等を示す。



将来にわたって生徒一人一人が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図る。

*1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」令和7年12月策定

2 計画の位置付け

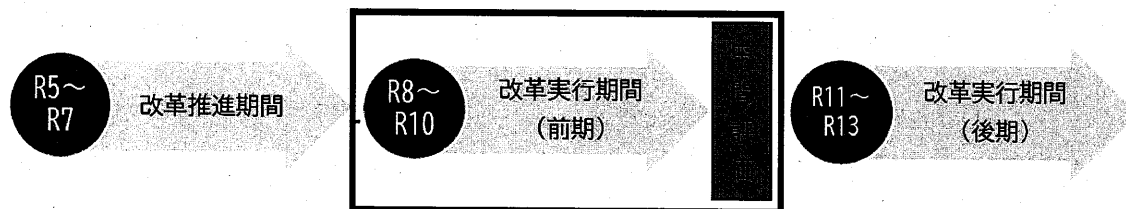
- ・ 国ガイドラインにおいて、「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す」とされたことを踏まえて策定する。

3 計画期間

- ・ 令和8年度～令和10年度

現行計画（第1期）

第2期計画



※令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置付け、前期3年間及び後期3年間とし、前期の終了時に、改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。

Ⅱ 現行計画における県の主な取組と成果・課題

取組 ・市町村及び総合型地域スポーツクラブ・民間事業者等に委託して地域展開に関する実証事業*2を実施した。

【事例：上尾市における実証事業の概要（令和7年度）】

基本方針	休日に生徒が自己の興味関心に合わせた活動を継続的に選択できるようにする
実施種目	21種目（ソフトテニス、バスケットボール、サッカー、野球、陸上等）
拠点数	27拠点（種目によって市内に1以上の拠点で実施）
運営団体	NPO法人
実施主体	地域で活動するスポーツ・文化芸術団体（地域指導者を公募し実施主体と接続）
実施期間	年間
活動場所	学校、公共施設
参加費等	参加費：500円（1回あたり） 年会費：3,300円



※実証事業において、学校の枠を越え、学校部活動にはない、生徒のニーズに応じた地域クラブ活動が展開された市町村もあった。

【実践例】ニュースポーツ、ダンス、英会話、プログラミング等

- ・市町村訪問、地域ミーティング*3、実証事業報告会*4等を実施し、市町村に情報提供や助言を行った。
- ・シンポジウム*5の実施やリーフレット・ポスターの作成・配布等により、県民・関係者の理解促進を図った。

成果 ・休日の地域展開を実施する市町村数 ⇒ 29市町まで増加

- *2 県から受託した市町村等が学校部活動の地域展開のための条件整備を進め、休日の地域クラブ活動を1以上立ち上げ。得られた成果等を県内市町村等で共有。
- *3 市町村担当者や地域クラブ活動関係団体等との協議会、県内各地域で実施。
- *4 実証事業に参加している市町の実践報告及び市町村担当者による協議を実施。
- *5 県内外の好事例の紹介、有識者によるパネルディスカッション、協議等を実施。

課題 ・休日における学校部活動については、いまだ多くの学校で実施しており、学校部活動から地域クラブ活動への完全な展開に向けては、様々な課題がある。

Ⅲ 第2期計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

- ・地域全体で関係者が連携して活動を支える
- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する
- ・活動を希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す

2 基本方針

- ・改革実行期間（令和13年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、改革実行期間前期期間（令和10年度）までの間に確実に休日の地域展開等に着手
- ・地域等の実情は多様であることに留意 ▶ 各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう支援

3 取組の方向性

県の役割 ・広域自治体としてリーダーシップを発揮
▶ 県全体の改革方針として本計画を策定 ▶ 市町村に対するきめ細かな支援 ▶ 広域的な基盤づくり

目指す地域クラブ活動の姿

- ・地域クラブ活動に関する認定制度
地域クラブ活動の指導者の登録制度
- の各市町村における円滑な導入・運営
への支援

障害のある生徒の活動機会の確保

- ・障害の特性に応じた配慮等に関する
指導者研修
- ・障害者スポーツ団体等との連携
など

生徒等のニーズの反映

- ・生徒等のニーズに合った地域クラブ活動
の構築等
- ▶ 生徒等へのアンケート調査などを実施、
その結果を取組に反映

4 計画の指標

1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く）

現状値：29（令和7年度末） → 目標値：62（令和10年度末）

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

県の取組	
1 関係者間の連携体制の構築 (1) 関係者間のネットワーク構築 (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (3) 大会・コンクール等主催団体との連携	4 市町村の取組の支援 (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供
2 県民・関係者等の理解促進 (1) 地域ミーティング及びシンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示及びリーフレットの配布等 (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ	5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援 (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知等 (3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携
3 指導者の質の保障と量の確保 (1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応 (2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用 (3) 教員等の兼職兼業制度の適切な運用	

V 推進体制

埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会

- ・ 知事部局及び教育局の関係課で構成
- ・ 各取組の進捗状況や指標の達成状況を定期的に検証・評価し、取組を改善

埼玉県地域クラブ活動推進協議会

- ・ 幅広い分野*6の関係者や学識経験者等で構成
 *6 教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等
- ・ 地域展開の現状や課題について情報共有や協議

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額 57億円
(前年度予算額 37億円)
令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
〔参加費・保険料〕
- ③ 推進体制の整備等★
〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〔補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（★1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〕

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

＜主な重点課題＞

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕〔補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（★1）〕

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



休日の実証事業の実施

部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

- スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
*2 本資料における「スポーツ」は障害者スポーツを、「文化芸術」は、障害者芸術を、「中学校」は特別支援学校中学校等を含む。

部活動の地域展開等推進事業

事業の目的

中学校の部活動の地域展開等と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、都道府県、指定都市及び市区町村等（指定都市を除き、市区町村等の一部事務組合を含む。以下同じ。）が要する経費についての補助を行い、もって将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

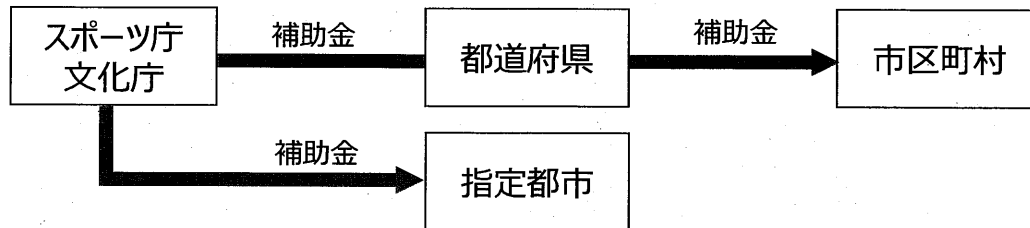
<補助割合と支援スキーム等>

（１）部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）

- ① 休日の地域クラブ活動費等の支援（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ② 地方公共団体の体制整備等（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※

一体的に執行

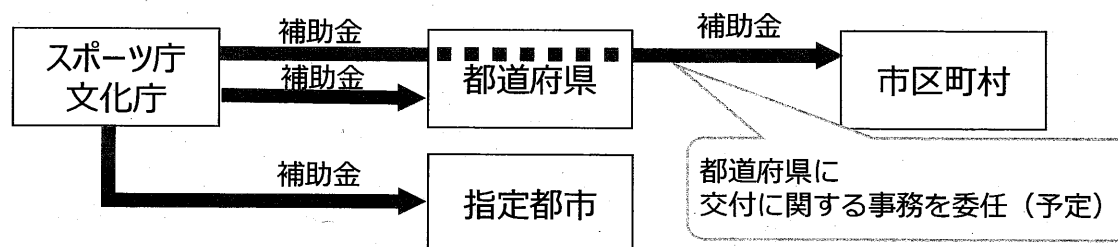
※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



（２）部活動の地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）

- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（補助割合：国1/2、指定都市・市区町村等：1/2）※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

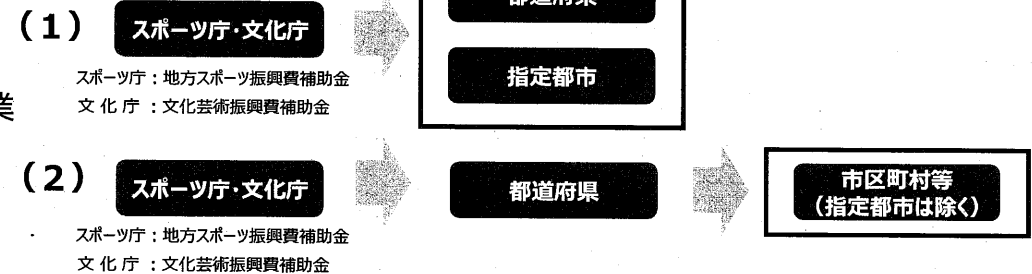
➤ 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
(都道府県・指定都市が設置する中学校等の地域展開関係)
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
(市区町村等が設置する中学校等の地域展開関係)

<スキーム>



<補助基準額・補助割合>

【補助基準額】

- 参加する生徒の数、配置する指導者の数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。→補助単価は次頁
- ①補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額を比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とする。

※ 「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額 + 参加した生徒数（実人数）×保険料
平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合は、休日相当分の参加費を対象とする。

【補助割合】

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3、
- (2) 市区町村等が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

<補助対象経費>

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

<補助要件>

- 都道府県・指定都市又は市区町村等が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。
(都道府県・指定都市・市区町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)

メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※ 参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、
「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、
（3）の補助単価を適用する。

※ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による
地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

メニュー② 地方公共団体の体制整備等



※ 申請状況等に伴い、予算の範囲内で決定する。

地方公共団体の体制整備等

- R8年度からの改革実施に向けて必要な準備経費として、R7年度からの推進体制の整備等に係る費用を補助
(コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段の確保等)

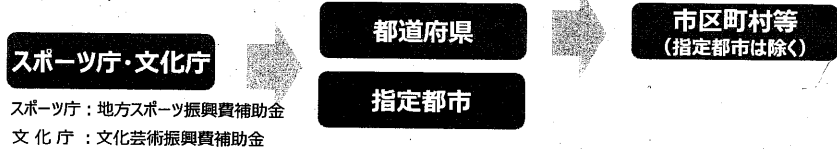
＜実施主体＞

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

＜規模感の目安・補助割合＞

＜スキーム＞



	都道府県・指定都市の体制整備等に要する経費	市区町村等の体制整備等に要する経費
規模感の目安	1都道府県・指定都市当たり スポーツ：10,800千円程度 文化：2,100千円程度	① 休日と平日の地域展開に取り組む市区町村等 1市区町村等当たり スポーツ：7,500千円程度 文化：4,500千円程度 ② 休日のみの地域展開に取り組む市区町村等 1市区町村等当たり スポーツ：4,800千円程度 文化：3,000千円程度
補助割合	国：1/3、都道府県・指定都市：2/3	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

※ 指定都市及び市区町村等の体制整備等については、原則、R8年度に地域クラブ活動の実施が計画されている指定都市及び市区町村等を対象とする。
R8年度中に、試行的な地域クラブ活動の実施や体験会の開催などを含め、子供たちを対象にした活動等を実施する予定が全くなく、行政内部での検討等に留まる場合は対象外とする。
※ その他の補助要件等の詳細については、別途示す予定。

＜補助対象経費＞

体制整備等の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費、補助金（都道府県が市区町村等に対して補助するものに限る）） ※ 施設整備費は対象外

メニュー③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

- ▶ 平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施する。
- ▶ 本事業を実施する都道府県又は指定都市は、重点課題の解決に向けて取り組むテーマを選択の上取組を実施し、取組の成果等を報告。

<主な重点課題>

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保
- ・多様なニーズに応じた大会の開催、教師に頼らない持続可能な大会運営体制の整備
- ・ICT活用による地域クラブ活動の運営業務の効率化
- ・暴力・暴言等の不適切行為等に係る相談窓口の開設及び対応体制の構築
- ・指導者の資質向上のための公認資格の取得促進や育成プログラムの構築
- ・多種目・多世代など地域クラブ活動における新たな価値の創出 等

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

※ 都道府県は、域内の市区町村等の行う取組を統括する（都道府県としてリーダーシップを発揮して全体方針の策定や市区町村等へのきめ細かな支援を実施）。市区町村等の取組に必要な経費は、都道府県から市区町村等に補助。

<スキーム>

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

指定都市

市区町村等
(指定都市は除く)

<規模感の目安・補助割合>

規模感の目安	補助割合
1都道府県・指定都市当たり スポーツ：100,000千円程度 文化：26,000千円程度	定額（国：10/10）

※ スポーツ庁・文化庁がそれぞれ設置する会議体における審査で選定された都道府県・指定都市。

※ 補助金の額は、重点課題の解決に向けて取り組むテーマ数及び申請内容、申請状況や審査結果等により増減する場合がある。

※ 補助要件、審査基準等の詳細については、別途示す予定。

<補助対象経費>

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

メニュー③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

<選定方法>

- 提出された事業計画等に基づき、有識者会議にて審査を行い、下記に記載する評価項目の基本項目の審査点と技術項目の審査点の合計点の上位の都道府県・指定都市より採択を行う。
- なお、各都道府県・指定都市において取り組む重点課題に偏りが生じないように、選択した重点課題の変更・追加等を条件とする条件付きの採択とする場合があるほか、個別の重点課題について、再公募を行う場合がある。

<重点課題への対応を実施する都道府県・指定都市の選定基準（案）>

- 重点課題対応の実施を希望する都道府県及び指定都市を選定する際の基準は以下のとおり。

（１）基本項目

- ・ 各都道府県/各指定都市による直近の取組状況
 - 推進計画・方針等の策定、推進体制の構築
 - 市区町村・運営団体等への支援、指導者の質の保障・量の確保に関する取組
 - スポーツ団体・文化芸術団体との連携、企業との連携
 - 普及・啓発
 - ・ 各都道府県内の市区町村による直近の取組状況
 - 推進計画等策定市区町村の割合 ※
 - 協議会等の設置市区町村の割合 ※
 - 地域展開した部活動数の割合（休日・平日）
- ※申請者が都道府県である場合に限り適用する。

（２）技術項目

- ・ 重点課題への対応に関する事業計画内容
 - 事業趣旨に沿った事業計画、地域の実情を踏まえた課題設定
 - 課題解決に向けて試行する取組の具体性、持続可能性
 - 課題解決に必要な連携体制の確保、専門家の協力体制
 - 市区町村や運営団体、地域クラブ活動の多様性
 - 成果普及や広報活動、事業効果を高めるための創意工夫

メニュー④ 中学校における部活動指導員の配置支援

※ 申請状況や過年度執行状況により、予算の範囲内で決定する。

- 公立中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）の設置者が行う、部活動指導や大会引率などを担う部活動指導員の配置に要する経費について補助（人件費、交通費、補助金）

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

<補助対象経費>

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で示す部活動改革の基本的な考え方等を踏まえ、平日における部活動指導員の配置の取組を対象としつつ、次の場合に限り、休日の配置の取組も対象。
 - ① 地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時までには計画的に地域展開につなげていく取組
 - ② 中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組
- 部活動指導員の配置に要する経費（報酬、期末手当・勤勉手当、交通費（※1）、補助金（※2））
 - （※1）交通費：人材バンクの立上げ又は立上げの計画を作成している場合等に限る。
 - （※2）補助金：都道府県が市区町村等に対して補助するものに限る。

<補助単価・補助割合>

【補助単価】

- 報酬単価：1時間当たり1,600円を補助上限とする（期末手当・勤勉手当支給時の基礎額算出における1時間当たりの単価も同様）
- 交通費：各地方公共団体の規程等によるものとする

【補助割合】

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3
- (2) 市区町村等が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

<補助要件>

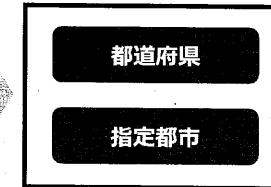
- 公立の中学校の設置者が設置する中学校全体で、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を遵守していること。
- 部活動指導員を配置する公立の中学校の設置者が設置する全ての中学校において、教師の在校等時間の客観的な把握を行うこと。

<スキーム>

(1)

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金



(2)

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

市区町村等
(指定都市は除く)

メニュー⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援



※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

- ▶ 実施者において、経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者に対し、地域クラブ活動の活動に必要な参加費及び保険料を支援するのに要する経費を補助

【「経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒」に該当する者】

- ① 生活保護世帯の生徒
- ② 住民税非課税世帯の生徒
- ③ ①②に準ずると認められる世帯の生徒（指定都市・市区町村等※が、以下のいずれかに該当するものとして認定）
 - i 児童扶養手当の支給
 - ii 市町村民税の減免
 - iii 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予
 - iv 国民年金保険料の免除
 - v 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものなど、i～ivに準ずると認められるもの

※都道府県が設置する中学校等の地域展開を実施する場合において、「指定都市・市区町村等」とあるのは「都道府県」と読み替える。

＜実施主体＞

国は、都道府県・指定都市・市区町村等が実施する事業について補助するものとする。

＜補助基準額・補助割合＞

都道府県、指定都市又は市区町村等が、生徒1人当たり年額24,800円※を限度額とし、限度額の範囲内で対象生徒の保護者に対し参加費及び保険料の支援として支給した額の合計額の1/2以内の額（千円未満切捨て）とする。

※参加費：年額24,000円（月額2,000円×12か月）＋保険料：年額800円

※年額24,000円を超える額を参加費として設定している場合は、最大で年額36,800円まで（参加費：月額3,000円）の範囲内で、「参加費の月額×12か月＋800円」を限度額とする。

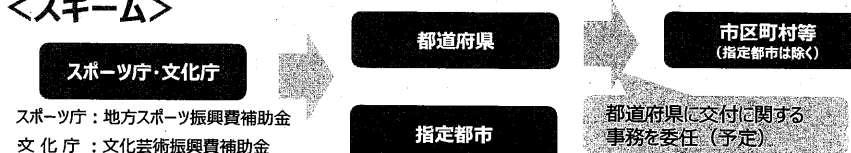
＜補助対象経費＞ 経済的困窮世帯の生徒に係る地域クラブ活動の参加費及び保険料

＜補助要件＞ 当該地域クラブ活動は、都道府県・指定都市又は市区町村等が認定した「認定地域クラブ活動」であること（都道府県・指定都市・市区町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合を含む）

【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

＜スキーム＞



スケジュール（案）

